

令和4年11月2日
四国地方整備局建政部
計画・建設産業課

社員の資格取得を支援し、技能五輪左官職種金賞受賞に導くなど 担い手の育成に積極的に取り組み左官女子も多数在籍する (株)濱崎組(松山市)が優秀賞に選ばれました！ ～建設人材育成優良企業表彰～

国土交通省と建設産業人材確保・育成推進協議会(事務局:(一財)建設業振興基金)では、建設産業の担い手の確保及び育成に向けた取組の推進を図るべく、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」)をはじめとして、技能や経験に応じた給与の引き上げや、キャリアパスに基づいた計画的な人材育成、これらを可能にするための環境整備など、「建設産業の担い手の確保及び育成」に向けて、顕著な功績を挙げている企業等を「建設人材育成優良企業」として表彰することとしております。

本表彰は、今年度より開始され、この度、第1回目の国土交通大臣賞、不動産・建設経済局長賞及び優秀賞が10月28日に公表となりました。

優秀賞を受賞した(株)濱崎組に、11月16日に四国地方整備局長より表彰状を授与します。また、授与式終了後、(株)濱崎組と四国地方整備局との意見交換会を開催します。

<受賞者(優秀賞)>

○株式会社 ^{はまさきぐみ} 濱崎組

住 所 愛媛県松山市和泉北1丁目13番39号
代 表 者 代表取締役 濱崎 増司

※上記のほか、各賞を受賞した企業は(一財)建設業振興基金のホームページで公表しています。
(<https://www.kensetsu-kikin.or.jp/humanresources/kigyou-hyosyou/>)

■優秀賞授与式及び意見交換会の開催

- ・日 時：令和4年11月16日(水) 13:30～
- ・場 所：高松サンポート合同庁舎 南館102会議室(高松市サンポート3番33号)
- ・授 与 者：四国地方整備局長
- ・内 容：賞状の授与、意見交換会
- ・出席予定者：(株)濱崎組 代表取締役、次長、技能五輪全国大会出場者
四国地方整備局長、企画部長、建政部長
- ・取 材：報道関係者に限り、写真撮影及び映像取材可能です。意見交換会については、会の冒頭まで取材可能です。ご希望される方は11月10日(木)12時までにE-mail又はFAX(別紙)にて、お名前・ご所属・ご連絡先をお申し込みの上、授与式当日13:20までに会場にお越し下さい。

【問い合わせ先】

四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課

建設産業調整官 佐藤(内線6112)

◎課長補佐 箸方(内線6144)

TEL: 087-811-8314(直通)

FAX: 087-811-8414(直通)

E-mail: kensetsu-s88kr@mlit.go.jp

(◎: 主な問い合わせ先)

「建設人材育成優良企業表彰」優秀賞授与式及び意見交換会について
取材申込書

申込（送信）先：四国地方整備局 建政部 計画・建設産業課 宛て

FAX 番号：087-811-8414

E-mail：kensetsu-s88kr@mlit.go.jp

（申し訳ありませんが、申込書送信後に次の電話番号におかけの上、
送信された旨お伝え下さい。TEL：087-811-8314（直通））

ふりがな ※必須	
お名前 ※必須	
ご所属（会社名） ※必須	
ご連絡先（TEL） ※必須	
ご連絡先（メールアドレス） ※任意	

※授与式当日の13時20分までに、開催場所に直接お越しください。

※新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用、入室時の手指消毒
および検温にご協力をお願いいたします。

＜株式会社 濱崎組＞

- 住所 愛媛県松山市和泉北1丁目13番39号
- 代表者 代表取締役 濱崎 増司
- 従業員 170名（令和4年4月1日現在）
- 職種 左官、総合建築、内装、他
- 許可 大臣

人材育成取り組みのポイント

- ・ CCUS事業者登録及び技能系社員全員登録、また、下請企業などのCCUS相談受付や登録&カード運用支援に取り組む。
- ・ 新入社員キャリアアップの生涯モデルを作成し、自社研修施設や公的機関を活用した資格取得を支援。多数の左官女子が在籍し、技能五輪に選手を派遣。2019年に左官職種金賞を受賞。
- ・ 左官体験・校外学習会の実施(高校等)、出前授業(工業高校資格取得の講師)、高校等へ工具の寄付など。

「建設人材育成優良企業表彰」の創設について

- ◆ 建設業が「社会資本整備の担い手」、「地域の守り手」として、機能を引き続き担っていくためには、若年者の担い手の確保と育成が急務
- ◆ そのため、CCUSの普及・活用を図ることにより、技能と経験に応じた処遇と育成が受けられる環境を整備していくとともに、各企業や各団体における担い手の確保及び育成に向けた具体的な取組みを喚起していく必要

建設業法（第25条の7）において、「建設工事の担い手の育成及び確保」が建設業者の努力義務として、「必要な知識及び技術又は技能の向上」が技術者・技能者の努力義務として規定



CCUSの活用をはじめとして、技能や経験に応じた給与の引き上げや、キャリアパスに基づいた計画的な人材育成、これらを可能とするための環境整備など、「建設産業の担い手の確保及び育成」に向けて、顕著な功績を上げた企業、団体に対して表彰を行い、その努力を讃えることにより、担い手の育成及び確保に向けた取組みを推進するため、「建設人材育成優良企業表彰」を創設。

応募内容

- 応募対象：建設産業の担い手の確保及び育成に取り組んでいる企業（CCUSに事業者登録していること）等
- 申請内容：以下の8つの項目の中から、取り組んでいる内容について記載し、応募。
 - ・CCUSの活用 ・若年者入職促進 ・適正な下請代金による請負契約締結促進
 - ・キャリアパスに基づいた人材育成 ・処遇の改善 ・労働環境の改善、働き方改革
 - ・女性定着促進 ・その他、担い手育成に貢献した取組み等（①～⑦以外のもの）
- 応募期間：令和4年2月21日（月）～令和4年5月9日（月） 延べ応募数：計206者